

法律文書錬成講座 10月26日(木)

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
行政法			

採点

A

1. 温泉掘削許可の義務付け訴訟の本案勝訴要件があると認められるために、A社は、甲県知事が本件申請の許可処分をしないことにより、その裁量権の範囲を超え、若しくはその濫用となるなり、行政事件訴訟法37条の3第5項に反する、と主張することにより考えられる。

2. まず、甲県知事は、温泉掘削許可を出すにあたり、裁量が認められているかどうかを検討する。

温泉法32条(旧法)は、都道府県知事が温泉掘削許可を出すにあたり、自然環境法51条の示す審議会の意見と聴かなければならぬと規定しており、温泉部会はこれにあたる。都道府県知事は温泉部会の意見と聴いたうえで申請に対する許可を出す(温泉法3条1項)。その許可を出す際には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、その他公益上必要な条件の追加・変更をすることが「できる」と定められている(温泉法4条3項)。この「できる」という文言から、温泉法3条1項の許可をする際に考慮する条件には都道府県知事の裁量が認められているといえる。また、温泉資源の開発については、周辺の自然環境や温泉の成分、性質、公衆衛生、災害のリスクなどの観点から、専門技術的判断が必要であることから、合理的裁量が認められると解する。

3. もっとも、行政庁の裁量は無制限ではなく、許可処分をしないことにつき裁量の逸脱・濫用がある場合には、行政庁の行為は違法となる(行政事件訴訟法37条の3第5項)。

訴訟の本案勝訴要件を挙示の上、検討いただけると読みやすかったです。

要件裁量に関する記載は適切であり、説得的であると思いました。

4. これを本件について検討する。

甲. 甲県知事は、温泉部会の示した理由意見①と②が、温泉法4条1項1号および同項3号に該当することを理由に、本件(不許可)処分を行っている。

乙. そもそも、本件において、A社は以前に温泉掘削許可の取消処分や法違反による刑罰を受けておらず、また本件申請は温泉法4条1項2号にも該当しない。さらに、温泉掘削は土地所有権者の自由に委ねられる性質のものであることを踏まえると、本件において、具体的なデータや科学的根拠も示さずに、A社による温泉掘削は温泉の枯渇を招くおそれがあり、乙村の自然環境を害するおそれがあると漠然と評価したことは合理的でない。

丙. 意見①については、各事業者に対して、掘削範囲や程度を制限すれば、温泉の利用の適正は実現可能であり、A社の申請を全面的に認めないとするのはやり過ぎであるといえる。意見②についても、どのような環境破壊のおそれがあるのか、A社による掘削がどの程度悪影響を及ぼすのか不明であるし、一切の掘削を許さないことは妥当でない。

丁. さらに、A社による温泉掘削が全く認められないとすると、温泉法の掲げる「公共的利用の促進」という目的にも反することになる(温泉法4条参照)。

5. 以上のことを踏まえると、甲県知事による本件処分は、その裁量の逸脱・濫用にあたり、違法であると主張できる。

以上

①・②の理由に対する反論は相当程度記載できていると思ひまし。もつとも、あと1つか2つ理由を追加できるとより説得的な答案になると思ひまし。

※解答は左ページから書き始めてください。

記載事項はいずれも適切で説得的であると感じました。もう1つか2つ程度理由を追記できればより良いと思いますが(2頁の検討をもう少し厚くしてほしい)、検討が不十分というわけではなく、高い実力があると感じました。これからも頑張ってください。 中野

2 ページ

裏面へ